

■令和7年度 第2回依存症相談対応・基礎研修(A-1)
ギャンブル等依存症の相談対応について

依存症の借金問題への対応

大阪いちょうの会
ギャンブル等依存症被害対策委員会
司法書士 井手 洋 右

第0 はじめに

- 1 依存症に関わる借金問題
- 2 “借金” にまつわる話
- 3 借金問題の解決方法について
- 4 本日のまとめ

第1 依存症に関わる借金問題

- 1 借金問題は必ず解決できます。
- 2 借金問題よりも依存症からの回復が最優先です。
 - (1) 依存症から回復できないと、また借金をする生活に戻ります。
 - (2) 病院での治療だけでなく、自助グループなどに通うことも大切です。
 - (3) 司法書士や弁護士が（意図せずして）イネイブリングをしてしまうことがあるので注意しましょう。
→依存症問題を理解している司法書士、弁護士に相談。
- 3 親族さんの肩代わり（借金の弁済など）は厳禁です。
- 4 債務者以外の財産は差し押さえられません。
→（連帯）保証人になっていない限り差し押さえられません。
→裁判所からの通知（訴状など）は早急に対応してください。



第2 “借金” にまつわる話

1 金融業者の取り立てに関するルール

(1) 金融業者の取り立てに関するルールは、以下のとおりです

- ①家族（保証人になっている場合は除く）に対する取り立ては違法。
※貸金業者が請求できるのは、本人と保証人のみです。
※家族であっても保証人になっていない限り返済の義務はありません！
- ②午後9時から午前8時（夜間・早朝）までの電話・FAX・訪問による取り立ては禁止。
- ③正当な理由がないのに、勤務先などの自宅以外の場所へ、電話・電報・FAX・訪問をすることは禁止。
※退去を要求しているのに退去しない事も禁止です。
- ④支払いを催促するための書面は封をすること。
※電子メールは、本人のみが使用していることが明らかなアドレスに送信すること。取り立ての張り紙を貼ったり、立て看板を立てることなども禁止です。
- ⑤本人以外の者が、本人の居所を教えることを拒否するなど取り立てへの協力を拒否しているのに、更に協力を要求することは禁止。
- ⑥司法書士・弁護士に依頼し、司法書士等から業者に対して依頼を受けた旨書面で通知した後の本人に対する電話・電報・FAX・訪問による取り立ては禁止。
- ⑦上記①～⑥に挙げたことを「しますよ」と告げることも禁止。
(貸金業法第21条第1項より)

(2) ルールに違反すると・・・

「上記①～⑦に違反した場合、2年以下の拘禁刑もしくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」と定められています。

(貸金業法第43条の3第1項第3号)

2 最近のヤミ金（新型ヤミ金）について



第3 借金問題の解決方法について

1 任意整理

(1) 任意整理とは

任意整理とは、司法書士や弁護士が直接、消費者金融などの借入先の債権者と話し合いをして、借金の返済方法（一括、もしくは分割であれば3年程度）を決め直す債務整理方法です。債権者ごとに異なる返済方法を定めることが出来ます。

(2) そんなに簡単ではない任意整理

●家計簿シミュレーション

【収入】 給与（手取り）	200,000円	（※月給250,000円）
【支出】 家賃	60,000円	
水道、光熱費	15,000円	
食費など	75,000円	
日用品など	5,000円	
おこづかい	15,000円	
貯蓄	10,000円	
【収支】	+20,000円	



【考えてみよう！】

- ① 弁済に充てられる金額は毎月20,000円！
- ② 毎月の弁済額が20,000円なので、1年で弁済できる金額は？
 $20,000（円） \times 12（ヶ月） = 240,000（円）$
- ③ 任意整理は3年かけて完済するのが一般的なので、
 $240,000（円） \times 3（年） = 720,000（円）$
任意整理の限界は債務総額720,000円！？
※5年かけて完済するとしても、債務総額は1,200,000円



2 個人再生

(1) 個人再生とは

個人再生とは、裁判所に申立てをして、借金を大きく減額してもらう債務整理方法です。債務額を法律に定められた金額に減額し、基本的に3年分割で支払う手続です。住宅ローンを除いて、他の借金だけを減額することができるので、自宅を手放さずに、返済の負担を軽減することができます。

(2) 最低弁済額について

①最低弁済額

(債権総額)

- 100万円未満
- 100万円から 500万円以下
- 500万円を超えて、1500万円未満
- 1500万円以上、3000万円以下
- 3000 を超えて、5000万円以下

(弁済総額)

- 全額
- 100万円
- 総額の5分の1
- 300万円
- 総額の10分の1

※以上を3年間で分割して支払うのが原則

②清算価値保証基準

※所有している財産額に応じて算出します。

③可処分所得基準

※収入を基準にして算出します。



最低弁済額は、①、②もしくは、①～③のいずれか多い金額になります。とても複雑な計算方法なので、必ず専門家に相談して下さい。

(3) 定職に就いており、定期的に安定した収入があること。今の仕事を続けられること。



3 自己破産

(1) 自己破産とは

裁判所に申立てをして借金の返済額を0(ゼロ)にしてもらう債務整理方法です。

(2) 手続きの流れ

原則は、破産管財人が選任され、債務者の財産を強制的に換金し、債権者に配当を行います。債務者本人に換価する財産がない場合は、債権者に配当することが出来ませんので、破産管財人が選任されない「同時廃止」と呼ばれる手続もあります。

ただし、免責不許可事由(借金の原因がギャンブル、株の購入、投資、浪費などの事由)がある場合は、免責(借金の支払い義務を免除する)ができませんので、注意が必要です。

なお、免責不許可事由があっても、裁判官の裁量により免責が行われる場合があります。



4 司法書士、弁護士費用について

(1) 費用は司法書士、弁護士によって異なります。

(2) 法テラス(日本司法支援センター)の利用について

①あくまでも弁護士、司法書士の費用の立て替え制度です。

→毎月 10,000 円もしくは 5,000 円ずつ返済していく必要があります。

②利用基準は、以下のとおりです。

(ア) 収入と資産が一定の基準を超えていないこと

(イ) 勝訴の見込みがないとはいえないこと

→裁判所から「免責許可決定」を受けられる見込みがあることが必要です。

(ウ) 民事・家事・行政に関する法的手続であり、民事法律扶助の趣旨に適すること

③「生活保護受給者は無料で制度を利用できる」のではなく、別途、償還免除申請(償還免除申請要件を確認)を提出して、免除決定を受ける必要があります。

第4 本日のまとめ

- 1 借金の問題は必ず解決できます。
- 2 借金問題の解決よりも依存症の回復が最優先です。
- 3 借金問題の解決は、依存症を理解した専門家(司法書士、弁護士)へ
→依存症からの回復、生活再建を重視した解決方法を

ご静聴、ありがとうございました

